

安心生活創造事業

安心ほっと配食便

～温かいお弁当をお届けします (^o^)!～

《 対象者 》

- ☆ ひとり暮らし高齢者
- ☆ 高齢者世帯
- ☆ 日中ひとり暮らしの高齢者
- ☆ 障がい者がいる世帯

《 提供 》

昼・夕 2食

365日 年中無休でお届けします

《 利用料 》

現金 1食 500円

食事券 1食 450円 (1セット 20枚綴りの券を購入の場合)



配食内容の一例です! (※ 汁物が付きます)

安否の確認や孤独感の解消や食の確保に役立てることを目的にしています (●^o^●)



真心込めてお作りしています。

配食時間は・・・

昼 11時30分 ～ 12時30分

夕 16時30分 ～ 17時30分

夏場はなるべく早くお召し上がり下さい

★配食に関する問い合わせ先★

社会福祉法人 軽井沢町社会福祉協議会

TEL 0267-45-8508

☎389-0111

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 4844-1

到長野 信濃追分駅 郵便局 到軽井沢
しなの鉄道

木もれ陽の里

安心生活創造事業 安心ほっと配食便 事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、軽井沢町社会福祉協議会の安心生活創造事業配食サービス（以下「安心ほっと配食便」という。）が自ら食事の用意をするのに支障のある高齢者等に対し、毎日調理済みの食事を安全かつ確実に提供する事により、高齢者等の自立した生活を支援するとともに配達により安否の確認や孤独感の解消に役立てることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 軽井沢町に在住する一人暮らしの高齢者又は、高齢者世帯並びに心身に障がいのある者等で、食事を用意するのに支障のある者。

(利用申し込み)

第3条 利用希望者は、地区担当民生委員又は、地区社協並びに社協に対して、前月の25日までに翌月の予定を記した食事注文票（様式第1号）を提出しなければならない。

(発注)

第4条 社協は前条により申込みのあった食事数量を取りまとめの上、厨房に一覧表を提出するものとする。

2 注文の取りやめの際は、利用者は直接社協に連絡を行うこととする。

(実施方法)

第5条 利用者は登録制とし、社協は業者に弁当箱を貸与し提供の円滑化を図るものとする。

(提供回数)

第6条 食事の提供回数は、毎日、昼食、夕食の2回とする。

(利用料金)

第7条 利用料金は1食500円とし、その都度利用者が直接社協職員に支払うものとする。ただし、食事券（20枚綴り）を購入の場合は1食450円とする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。